(仮称) 鹿嶋第二風力発電所新設事業環境影響評価準備書に対する意見

(仮称) 鹿嶋第二風力発電所新設事業は、サミットウインドパワー株式会社(以下「事業者」という。)が、茨城県鹿嶋市において、売電することを目的として、総出力 18,000kW(定格出力 3,000kW級の風力発電設備 6 基)の風力発電所を新設する事業であるが、環境保全に万全を期するためには、関係機関との十分な調整を図るとともに、工事の実施時や供用時における適切な環境配慮と安全で確実に事業を実施することが求められる。

事業者においては、こうしたことを念頭に置きつつ、準備書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、下記の事項について十分に検討を行い、追加的な調査、予測及び評価を実施するなど、事業の実施に伴う環境への負荷のより一層の低減に努める必要がある。

また,対象事業実施区域の一部に,県が所管する港湾施設等が含まれているが,現時点では,その使用を認めていない状況にある。

このため、県との協議を進めるとともに、港湾施設等を使用できない場合には、事業計画を見直し、必要に応じて、計画変更に伴う環境影響評価を実施することが求められる。

他にも、今後、環境への影響に関し新たな事情や事業特性が明らかになった場合に おいては、選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行 う必要がある。

記

1 環境影響評価書の作成

準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」(平成24年6月6日制定)に基づき作成されたものであるが、風力発電所の設置又は変更の工事の事業が、平成24年10月1日から環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の手続に移行したことから、環境影響評価書(以下「評価書」という。)の作成に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。)に基づき、必要な事項を遺漏なく記載すること。

2 工事施行中の環境影響評価

当該事業においては、風力発電施設の設置工事及び変電所の設置工事を予定しているが、準備書に記載がないことから、工事用資材等の運搬計画(運搬期間、運搬ルート、走行台数等)や詳細な工事行程(工事期間、工法、建設機械の稼働、使用する重機の種類等)を明らかにしたうえで、大気質、騒音及び振動に係る環境影響

評価項目の選定について検討を行い、調査、予測及び評価を行い、その結果について評価書に記載すること。

3 騒音及び低周波音

騒音については、現況でも調査地点における夜間の測定値が環境基準を超えているが、事業実施後の予測結果において、さらに増加する地点がみられることから、適切に評価したうえで、現況からの増加分を回避・低減できるよう風力発電施設の配置や稼働時間の調整を行うなど環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。

また、低周波音についても夜間における事業実施後の予測結果について、増加する地点がみられるが、低周波音は、その影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音について事後調査の実施とその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

4 電波障害

電波障害については、当該地域の総合通信局等に聞き取りを行うなどにより、固定地点間の重要無線(890メガヘルツ以上の電波)の伝搬路には抵触しないことを確認しているが、対象事業実施区域の近隣には、鹿島港利用船舶用のVHF無線通信施設が設置されていることから、無線通信業務への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果について評価書に記載すること。

5 渡り鳥の調査

事業実施区域は海岸線に位置し、その西側にはシギ・チドリ類の重要渡来地域に 選定されている利根川河口周辺やこれに隣接する湖沼が広がり、多くの鳥類が飛来 することから、渡り鳥の移動経路となり得る環境にある。しかしながら、渡り鳥の 現地調査は、調査期間が春季の3日間のみであり、調査結果もカモ類及びシギ・チ ドリ類の確認個体数が少なく適正な調査時期等を外していることが考えられるこ とから、専門家の意見聴取を行い、時期、調査期間、時間(昼夜)等を再検討し、 春季の追加調査に加えて、他の季節においても調査、予測及び評価を行い、その結 果について評価書に記載すること。

6 バードストライク

バードストライクについては、春季の渡り調査によるカモメ類のみの予測衝突確率等の結果が示されているが、調査期間が短いことに加えて冬鳥の渡りの時期からはずれていること、また、事業実施区域周辺には、確認されているミサゴやオオワシ以外にも未確認の大型鳥類の生息の可能性もあり、予測及び評価を適正に行うにはデータが不足していると考えられる。このため、追加調査を実施するとともに、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を参考に予測衝突確率を計算し、定量的な評価を行い、その結果について評価書に記載すること。

7 鳥類以外の動物及び植物

鳥類以外の動物及び植物については、対象事業実施区域の全域が既に造成等を行った工業地帯であることを理由に、環境影響評価の対象として選定していないが、当審査会の現地調査時においても、相当程度、樹木・樹林が発達していることが確認されたこと、また、動物は移動することから、工業地帯であっても重要な種が確認される可能性がある。このため、鳥類以外の動物及び植物についても調査、予測及び評価を実施し、その結果について評価書に記載すること。

8 シャドーフリッカー

シャドーフリッカーについては、準備書において既存の風力発電施設を合わせた 調査、予測及び評価がなされていないことから、評価書においてこれを行うととも に、平井南地区の住居に、既存の風力発電施設の影が一時的にかかることから、事 後調査によりシャドーフリッカーの影響について確認し、現在行っている環境保全 措置が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されてい るものであるかどうかを検討し、その結果について評価書に記載すること。この場 合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

9 景観

景観については、主要な眺望点として、高松緑地、魚釣園及び平井南地区を選定しているが、そのうち、魚釣園と平井南地区については、設置する風力発電施設を見上げるような構図となるため圧迫感を覚える可能性があることから、地域住民や利用者の意見なども参考に、客観的な手法により予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

10 廃棄物等

変電所や風力発電施設の工事の実施に伴い発生する産業廃棄物等,または施設の メンテナンス等供用時に発生する産業廃棄物について,調査,予測及び評価を行い, その結果を評価書に記載すること。

11 事後調査等の実施

事後調査を実施した場合には、その結果について公表するとともに、事後調査の結果に基づき追加的な環境保全措置を講じた場合には、その結果も含め公表すること。